

厚生委員會議錄第十八号

昭和二十八年七月十一日(土曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川源一郎君

理事松永 佛骨君 理事古屋 菊男君

理事長谷川 保君 理事堤 ツルヨ君

理事中川 俊思君

越智 茂君

助川 良平君

寺島隆太郎君

山口六郎次君

萩元たけ子君

杉山元治郎君

有田 八郎君

出席國務大臣

厚生大臣

出席政府委員

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

(厚生事務官)

(事務局次長)

閣する陳情書(岐阜市司町岐阜県病院協合理事長後藤基幸)(第七五九号)

社会福祉事業金融公庫法制定に関する陳情書(山梨県社会福祉協議会会長綱脇龍妙)(第七六〇号)

同(新潟県社会福祉協議会会長村田三郎)(第七六一号)

同(静岡県社会福祉協議会会長小塩孫八)(第七六二号)

同(栃木県社会福祉協議会会長高際徳治)(第七六三号)

生活保護費及び福祉事務所の国庫負担等に関する陳情書(東北七県市長会会長仙台市長岡崎栄松)(第七六四号)

清瀬法制定に関する陳情書(北海道知事田中敏文)(第七六五号)

清掃事業施設の財政措置に関する陳情書(北海道知事田中敏文)(第七六六号)

都市清掃事業に対する国の研究機関設置に関する陳情書(北海道知事田中敏文)(第七六七号)

社会保障制度の急速確立に関する陳情書(広島県庁内広島県町村会長荒川龍雄)(第七七八号)

らい予防法案に関する陳情書(群馬県吾妻郡草津町長堀田善造外二十二名)(第七七九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

社会保険審査官及び社会保険審査会法案(内閣提出第二二七号)

医師等の免許及び試験の特例に関する法律案(内閣提出第四〇号)

厚生行政に関する件

○小島委員長 これより會議を開きます。

社会保険審査官及び社会保険審査会法案、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

まず社会保険審査官及び社会保険審査会法案の討論に入ります。田中元

○田中(元)委員 社会保険審査官及び社会保険審査会法案に関する討論を、自由党を代表していたします。

社会保険のいろいろの問題等につきまして、いろいろと意に満たない、抗議を申し込むべきような問題というものは、社会保険が進展いたしますればいたしますだけ、そうした問題が起つて来ることは当然のことでございます。そこで各府県等においては審査官を置いて、中央においても労使並びに中立から出られておりますところの十八名からなる審査官によつて、今日までもいろいろなるやうした不平の問題について解決をすべくやつて来ておるのでございます。ところが、これらの方々は、非常勤の方でございます。問題が多くなればなるだけ、なかなか非常勤の方では解決できないのが、今日の現状でございます。相当多くの問題があるにもかかわらず、その審査の問題が、一年にも一年半にも延びておるといふことでは、社会保険の適正なる運用に事欠くやうになることは当然でございます。ゆえに今回三名からなりまする常勤の委員を置いて、それら十八名の方々との間ともよく協議をして、そうしてこの問題を解決して行くという趣旨は、今日の問題として、私は当然のことではなければならぬと思ふわけでございます。ゆえに自由党は、この問題に対して心から賛成を申し上げたいと思ふのです。ただ厚生大臣は、その所轄に属してありますところの社会保険審査会の委員長及び委員の任命の手続をする場合には、あらかじめ本法律の第三十条の規定による利益代表者の意見を徴するということに對しては、私もこのことに一つの条件を付して、この法律に對して賛成をいたしたいと思ふわけでございます。要は、いろいろと社会保険の上にあります不平、不満の問題を一日も早く解決して行きたいと思ふので、この法律ができて、新しい委員が任命されたあかつきには、今日のよう

に、いろいろと山のごとく未解決の問題がふえないやうに、厚生省も、その問題に對しては、十二分に心して、この解決に當つていただきたいと思ふのであります。私は、この意味において本法案に對して、自由党を代表して賛成をいたします。ただ先ほど申し上げました通りに、その任命に關しては、条件を付したいと思ふ次第でございます。

○小島委員長 古屋菊男君。

○古屋菊男委員 社会保険審査官及び社会保険審査会法案に對しまして、改進黨を代表いたしまして賛成をいたします。

本法案の趣旨は、時宜を得たもので、適当なことだと思います。しかしながら本法案の審査に際しまして、最も問題となりました審査会の構成に關しましては、政府当局の御答弁を聞いておりまして、この構成を改めようとした趣旨を、完全に運営して行くという自信の持ち合せがないやうに思われます。はなはだ心もとないのではありませんが、従前の利益代表委員が果して参りましたところの弁護的機能を、新制度のもとにおいていかに存置して行くか、また定数五名という社会保険審査会の答申に反して、三人の委員とした趣旨をいかに実現して行くか、これらの点に關しまして、政府当局は、確固たる信念のもとにその運営に當るべきだと思ふのであります。法案の趣旨の実現に遺憾ないやうに当局に要望いたします。本案に賛成する次第であります。

○小島委員長 柳田秀一君。

○柳田委員 私は日本社会党を代表いたしまして、遺憾ながら本案には賛意を表するわけには参りません。現行社会保険審査会の三者構成の民主的制度を、官製化するやうなことは根本的にその趣旨において逆行しておると思ひます。ただ、請求事業が累積いたしまして、審査が非常に遅延しておるといふ理由をもつてして、このよう

七月十日

医療機関整備費の国庫補助増額に關する陳情書(岐阜市司町岐阜県病院協合理事長後藤基幸)(第七五八号)

適正診療費の確立と入院料の是正に

第一類第八号

厚生委員會議錄第十八号 昭和二十八年七月十一日

な官製的な、逆行的な法案を出されたことは、その意圖を了解するに苦しむのでありまして、このねらいは、おそらくや、現在各省がねらつておられますところの、官僚の礎塔山的な特別職のはけ口をここに求められたといつても、これは決して言い過ぎではないと思ふのであります。なおこの制度が実施されますと、さらに現行の失業保険、労災保険の三者構成の審査制度も、次々と官製化されて行くと思ふのであります。あるいはまた船員保険法は、総合保険法でありまして、その中には失業保険も、労災保険も包含されておるのであります。社会保険審査会が官製化された場合には、船員は、その保険給付の不服について、自分の代表者を通じて、審査会において主張を述べ、あるいはその決定に参加する権利を失ひまして、一般陸上労働者とは、はなはだしく不均衡、不利益な立場に置かれると思ふのであります。現在の審査制度が開始されてから、昨年の終りまでの三十三箇月間に開催された審査会が三十四回、処理された審査事件が百三十一件、一回の審査会に平均約五件であります。しかも審査会は、多くの場合に午後開催されますが、それも非常に遅れて開催され、会議が始まる、すぐに散会というやうなやり方では、私は、どんな制度のもとでも、審議未了の件数がふえるのは当然であらうと思ふのであります。従いまして、現在の制度においても、毎月少くとも二回以上開催するとか、時には、臨時にも少し会議をふやすとか、午前から午後にかけてもつと慎重に審査を行う等等の、積極的の運営方法を行なうならば、私は、現在以上の審査請求があつて

も処理できないことはないと思ふのであります。また一つの審査会が決定いたしました事実というものは、これは先例になるわけでありまして、現在こそ、たゞい審査の案件がたつたておりましたも、これをはかしますならば、今後はその先例に従ひまして、政府の言われるやうに、保険の範囲の拡充といふことがありまして、もつとスピーディーに事務が処理されて行くと思ふのであります。要は現在の制度においても、政府が運営を積極的におやりになる意思があるならば、まだ、私は処理できると思ふのであります。社会保険といふものは、大部分が、事業主と被保険者の保険料によつて運営されておるのでありますから、そういう点からいつても、保険の運営については、事業主及び被保険者の発言は十分に尊重され、その発言は、十分に決定に参画するべきものと思ふのであります。

こういう点から考えましても、今回の制度は、私が申すまでもなく、社会保険制度審査会からの答申案によつても、あるいは厚生大臣の諮問機関であるところの社会保険審議会の答申案においても、きわめて不満足な意を表しておるのであります。それをしも、なおかつこのやうな法案を出された意圖は、先ほど申し上げましたやうな、多分に官庁のセクショナリズム的な、さらに特別職に対する制度の中に、各官庁が、自分の官庁を割込みますといふやうな意圖が見えると思ふのであります。少くとも民主的な運営からいふならば、これは明らかに時代逆行でありまして、むしろ私は、厚生当局にその点強く反省を望みたいと思ふのであります。

また問題は、このやうな制度をつくりましても、おそらく政府は、国会において同意を求めるといふ点がありますので、そこから逃げになると思ふのであります。実情から申しましなれば、いかに国会に同意を求められたいとせよ、実際は、ほとんど政府の出しで来られる点を——国会の同意といふのは、これは議決ではございませんので、同意という言葉と、議決という言葉は、そこが違つてあります。そういう点から見ても、もとより政府によつて国会に同意を求められるのでありますから、運営によつては、委員三人を、いわゆる三者構成の線に沿つてやうな運営もできるだろうとおつしやる。運営に妙を得るならば、私はそれだけあり得ると思ふ。しかし、今の政府にそれを期待することはできないと思ふ。少くともわが党が政府をあずかつておるならば、わが党から国会に同意を求めるといふ委員は、少くとも、社会保険制度審査会の意圖に沿つてやうな方を選任して、国会に同意を求めるといふべきではありませんが、今の政府にそれを期待することには、むしろかたしと思ふ。いろいろと申し上げましたが、以上申し上げて、わが党の反対理由を表明いたします。

○小島委員長 次に杉山元治郎君。○杉山委員 私は、日本社会党を代表いたしました。社会保険審査官及び社会保険審査会法案につきまして、遺憾ながら反対の意思を表明するものであります。

社会保険がふえて参りまして、またその加入人員も増加して参りましたので、いろいろと苦情が増加して来るものと存じます。これに対して審査が遅延いたしますことは、被保険者にとつては、はなはだ困つたことであります。ですから、これを迅速に解決しよう、こゝろ意圖に對しては敬意を表するのであります。今柳田氏も話になりましたやうに、今まで審査が遅れておつた点をよく考えてみますならば、いわゆる委員の運用の点において多少の誤りがあつたのではないかと、運用をも改善するならば、従前の方法によつても、もつと迅速にこれを解決することができるとは思ふ。今度、迅速に解決しようといふいたしましたこの法案が、先ほど柳田委員も御指摘になつておりましたやうに、社会保険制度審査会が要求いたしておられます三者の利益代表が十分に現れておらない。特に審査官に至りましては、いわゆる任命であり、その任命が、今柳田君も仰せになりましたやうに、どうもほんとうの利益代表が選ばれるという点は少く、むしろ役人の古い方がこれに入つて来るということになつて、ほんとうに被保険者の利益が代表されるかどうか、こゝろいう点については、私は非常に危険を感じる。また公平にやるとは申しますけれども、私はむしろその点に不十分を感じます。こゝろいうやうな点からいへば、私は、自由党を代表いたしました。私は、自由党を代表いたしました。私は、本法案に賛成の意を表するものであります。

○小島委員長 四四郎君。○三委員 私は、自由党を代表いたしました。私は、本法案に賛成の意を表するものであります。

○小島委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

採決いたします。社会保険審査官及び社会保険審査会法案を、原案の通り



国家国民の全体的感情から言ひまして、あながち一般無差別平等の原則の例外をなしても、あえておかしくはないか、むしろ今日の国民感情に即応するものではないか、こういうふうなものを提案するに至つたのであります。

○有田(八)委員 この国家の責任につ  
いての問題でありますが、これは厚生  
省とか、外務省とかを離れて、政府国  
家の問題であらうと思います。しかし  
私の質問に対しては、お答えになり得  
る程度でよろしいので、もし外務省の  
意見を聞かなければならないところが  
あれば、別に聞きたい。そこで満州等  
に当時在留いたしておつた日本人は、  
戦争のために帰れぬというような形に  
なつたのであります。ところが平和が  
克復するようになつた。しかし、今日

の特別な事情において、いわゆる全面講和というものができなくて、ソ連との間には、今日なお平和というものが成立していない。また中国は、御承知のように、国民政府は台湾にひつ込んでしまつて、その大部分は中共の権力下にあるのであります。これを承認するかいなかということは、非常に大きな問題でありますけれども、日本は、今日の国策として、これを承認することができずにおるわけであります。すなわち、これらの地方にある一般邦人は、戦争の結果、そこにとどまらざるを得ないことになり、戦争は済んだものの、日本の政策等によつて、国策の結果として、帰る機会を失つておる、こういうことであります。これに対しては、もちろん国家として何とかする責任を、すなわち私は、留守家族に対

して正当な援護の手を延ばす必要があり、またこれらの人を一日も早く帰還せしめるように、政府は各般の努力をしなければならぬ責任があると思うのであります。この点についてはいかがお考えでありますか。

○山縣國務大臣　ただいまお尋ねになりましたうちの一点、今お話のような地区におけるわれ／＼の同胞を、できるだけ早く帰すということについては、外務省の所管であります。政府としては、これは最善の努力を払わなくてはいかぬと思います。ただ現在の外交関係が、仰せのようなことでありますから、なか／＼困難がございます。しようけれども、あらゆる方法、あらゆる機会に、この表現に向つて政府が努力をすることは当然であり、また今後ともそうあるべきものと考えております。

なお、これらの地域において、本人の意思に反して在留を余儀なくされておる向きに対する留守家族の援護、これは実は、今回の留守家族援護法を制定するに際しまして、その点はずいぶん頭を痛めたのであります。なかなかわれ／＼の思うようには、法律の内容がなつておりませんことは、われわれも遺憾であります。それに對しましては、今後とも、あらゆる機会に十分努力をして行きたいと思つております。

○有田(八)委員　この問題につきましては、今厚生大臣のお話のように、国家にも一応の責任というものはあると、私も思うのであります。そこで先ほど政府委員からのお話もあつたのであります。未帰還者に対しては、普通の生活保護法によつて一律にやれば

よろしいのではないかという議論があつたけれども、政府の責任、国家の責任といふことを考へて、特殊な法律を制定するに至つた、こういう意味のお話であつたのであります。そういうふうな事情で、すなわち政府の責任といふことを考へて、特殊の法律を制定するに至つたといふことであります。ならば、やはり、この遺家族援護法にあるような、政府の責任という言葉を、この法律の上に盛つてどういふ弊害が生ずるとお考へになりますか。

○山縣國務大臣 先ほども申しました通り、遺族等援護法の法的構成と、それから留守家族援護法の法的構成とは、いわゆる前回の戦争によつて、国は多くの国民に対して、困難な境地に陥れたということの精神的責任と言いますか、これはもう同様で、単にソ連あるいは中共地区に残つておる同胞に關してのみの問題ではないと思ひます。その他にも、たとえば現在法律の援護のものにない、一般のいわゆる戦争災害による傷害あるいは死亡いたしました者に対しても同様であらうと思ひます。しかしソ連地区あるいは中共地区に残つておる人々に対しましては、こういうふうな留守家族援護法まで設けておりますから、十分国として考えておるのであります。ただ法的構成といつたしましては、やはり国と特別の權力關係にあつて、その公務によつて、経済的の獲得能力を喪失したという者に対する国としての補償ということとは、法律論といつたしましては、多少異なるところもあるのではないかと。そういう意味で、法的構成といつては、一方においてはお話のような字句を入れ、一方には入れていないので

あります。しかしこれは法律論でありまして、今後留守家族に対しては、国として何かなくてはならぬとて、この精神においては、これは同様に考へておるのでありますから、先ほど来申し上げておりますように、今後国としても最大努力をしながらいかかぬ。しかし、法文の構成あるいはその他においては、やはりそういうふうなことも、一応法律的には必要じやないかという意味で、文言の使用、法律的文文句の使用等におきまして、多少の差別をつけておることは事実でございます。

○有田(八)委員 先ほど政府委員のお話のうちに、一般無差別の原則からして、生活保護法の適用でよろしいのではないかという議論があつたといふことであります。なるほど、りくつともいえますが、實際を申しますと、留守家族の子供などが、たとえば学校へ行つたとき、すぐうしろ指をさされて、生活保護法の援護の適用を受けるのだといふことを言われると、子供ながらに非常に肩身の狭さを感じておる。自分の過失等によつて、生活保護法のやつかいにならなければならぬような状況であるならば、これはやむを得ないとしても、自分らの働き手を取られて、そしてその働き手を何かゆえに取られたかといへば、戦争の結果であり、また戦争終結の際の手ぎわが悪かつた、よかつたといふことは別問題といたしまして、その結果、帰れないで今日に至つてゐるというのであります。従つて、そういうような状況にある自分らの子弟が、学校等において、うしろ指をさされるようなことになら

てはほなほだいやだ、こういうふうな  
気持もあるわけでありまして、それは  
また同情すべき点であると思うのであ  
ります。しかしいずれにしても、今厚  
生大臣は、精神的の責任というふうな  
意味のことを言われたかと思ひます  
が、私は、それ以上のものがあると思  
うのであります。従ひまして、こうい  
うふうな非常にけつこうな法律ができ  
ました以上は、「國家補償の精神に基  
き」という言葉が、遺族等援護法にあ  
るならば、これを移してここにはさん  
でいただいて、どれだけ政府の御迷惑  
になるか。法律の体系とか何とかい  
うことは、私はよく存じませんけれ  
ども、そういうふうなことにしてい  
何らかのお考えがあつてしかるべきで  
はないかというふうに考へておる次第  
でございます。

も、一つ関連しておりますからお願い申し上げてみたいと思うのは、この最後にあります二十九条であります。国は、未帰還者の状況について調査究明に努めなければならない。」「こうありまするが、これはやはり国家の責任上から述べられたのだと思うのであります。これはひとり援護法の関係からばかりでなく、未帰還者の帰還を促進するという点からも、非常に大事だと思ひます。この点についてどういふふうにお考へになるか、伺つておきたいと思ひます。

○山縣國務大臣　最初の方は、私も事情をつまびらかにいたしません。おそらく当初、外務大臣か、あるいは外務省からの、そうふうな文書か、勧告があつたのでありましょう。私は、これはつまびらかにいたしませんから、責任を持つて申しかねまするが、

しかしかりにあつたとしても、それは国としての一応の勸告であつて、なおまたそれは主として満州地区であらうと思ひますが、今回の留守家族援護法の対象になる人々全部に対して、勸告がなされたものでもないと考えられます。しかし、これは事情をつまびらかにいたしませんから、あるいは外務大臣から聞いた上で、はつきりしたお答えを申すべきだと思ひますが、いづれにしても全部でないということ、国として、法律の命令にあらずして、勸告だろふと思ひます。でありまするか、法律論をいたしましては、やはり遺族援護法と留守家族援護法との間には、やはりそこに内容的に、あるいは法律的に、多少の差があることは、私は考えられると思ひます。しかし、これは、実際の援護に対する国の考え方というものは、先ほどからお話し上げておる通りでありまして、それがあるがゆえに、留守家族援護をおろそかにするということとは、毛頭考えておらないのであります。なお第二十九条の点につきましては、これは事務的な点もございしますから、政府委員からお答えいたします。

○田辺政府委員 第二十九条に調査説明に関する規定を入れたのであります。が、実は、私も留守家族のお世話をいたしておる者の立場から申しますと、消息の調査説明ということとは、非常に大事な仕事であると思ひます。今まで、これは外務省と厚生省にわかれてやつておりましたが、中央、地方とも、非常に苦勞をしてやつておりましたが、法律上何の根拠規定もございせんので、これに従事しておる人たちが、その点について非常に物足りなく思つておるのでもございします。それからもう一つは、調査説明をして、その消息をお知らせするということも、ある意味では、一つの大きな援護ではなからうか。従つて留守家族等援護法がでまする際に、かようなことをはつきり入れておくことが、全般のこの仕事の推進に有効ではないかと考えまして、この規定を入れたのであります。それならば、なぜ帰還促進のことを入れないかというお話でございしますが、これは当然のこととございまして、今日全国民あけての一つの生きた国策、国論にまでなつてゐる問題を、いまだに法律の中にしらくくく書くのはどうかという気がいたしまして、これは援護法でもございしますし、帰還促進の問題を書くのは適當ではなからうというので、特に調査説明だけを書いた次第であります。

○有田(八)委員 二十九条の問題は、あとでまた政府委員にお尋ねいたしますけれども、厚生大臣のおいでの中に、第一条の点について、もう一言お願いしたいと思ひます。それは、法的の構成といひますか、何といひますか、少し差があるから、何とか差をつけねばならぬじやないかという御意見のようでありますけれども、先ほど申したような留守家族の気持をおくみくださつたならば、ここに国家の責任という言葉をいれなくださつて、どれだけの御迷惑がかかるものかという点を先ほどもちよつとお話があつたやうであります。もう一度承つておきたいと思ひます。

○山縣國務大臣 有田先生のお氣持に、私もまったく同感であります。しかし国が、そういうふうな未帰還同胞

に対して、何らかの責任を感じ、何とかしなくちやいかぬということを考えればこそ、特別にかような立法をいたしておるのであります。しかし、法律論的にいひますと、いわゆる恩給法の暫定措置である援護法と、一般未帰還者も含めた留守家族援護法とは、やはり従来の援護をするものと被援護者との法律関係は、多少違つておると思われまします。一応一方においては、国の補償という意味が入り、一方には入つておられません。しかし、入つておられない方でも、国がさうな意味の責任を感じておればこそ、かような特別立法をいたしておるのですから、この間は、結局觀念論であり、形式論であると思ふのであります。入れましても、そう実際にどうこうということとはございせんから、今後考えてみてもよろしいと思ひますが、入れないからどうこうということもなからうと思ひます。要は法の内容いかんであると思ひます。その内容については、今後とも努力をいたしたいと思ひます。

○有田(八)委員 大体その点はわかつたやうな氣持がいたしますが、ただこれだけはなお申し上げておきたいと思ひます。軍人、軍属がかりに向うにおるときに死んだということになりますれば、これは遺族援護法の適用を受けることになると思ひます。そうすると、その意味においては、国家の責任という言葉のある法律の適用を受けるのであります。すなわち未帰還の軍人、軍属を含んだ法律でありますからして、それで私どもは、できるならば今の国家の責任においてという言葉を挿入してもらいたいという氣持であつたわけでありまます。その点は御答弁を要求しませんが、お含みおきを願ひたいと思ふのであります。

さらに第七條であります。七條に「留守家族手当は、未帰還者が帰還してゐるとすれば、留守家族が主としてその者の収入によつて生計を維持してゐると認められる場合であつて、」と、こうあります。しかし、遺族等援護法の建前では、そのほかに「又はその者と生計をともにしていたもの」云々とあるのであります。留守家族の場合に、生計同一の原則と申しますか、この適用がなかつたのは、どういふ理由によりますか。

○田辺政府委員 恩給法の規定を見ますと、公務扶助料の支給要件としての遺族の範圍は、死亡の當時同一生計を営んでおつたという言葉がございします。昔は、同一戸籍内という言葉がありました。が、新民法になりましたとき、同一生計というふうに改められたのでございします。従ひまして暫定措置法としての援護法におきましても、それと歩調を合せることが適當であらうと考えまして、実はそういうふうにしたのであります。援護という観点からいひますならば、画一的にそうするよりは、むしろ生計維持ないしは生計依存という要件をつける方が適當であらうと考へるのであります。が、何分にも、終戦後相当年を経過しておられますし、また数も膨大であり、短期間にこれを片づけるという点、また恩給法の暫定措置法ということから考へましても、恩給法に合せた方が適當であらうと考へまして、恩給法の例を踏襲したのであります。

留守家族援護法の方は、最初申し上げました通り、国の責任から出発しまして、家族の帰るまでの経済的な生活を援助しようということを目的にしております。そういう理念から申しまして、画一的にすべての者に手当を出すというよりは、やはり生計依存という要件をつける方が適當じやないかと思ひます。従来未復員者給与法、特別未帰還者給与法によつて、俸給及び扶養手当を前渡しすることによつて、家族の援護をしておつたが、その際にも、生計同一かつ収入依存という非常に重要な要件がついておつたのであります。が、今度は生計依存という要件さえあるならば、生計同一ということはいらないじやないかと考へまして、それをとつたのであります。

運用の点につきましては、従来とかくの御不満があるようでございします。が、これはどこまでも、この法律の精神に即応して運用すべきものである。長男だからどう、次男だからどうという画一的なやり方は、われ／＼の方では考へておらないのでございまして、この点は、この新しい法律ができましたならば、さらに趣旨を徹底いたさせまして、実情に適應した措置をとりたいと考へております。

○小島委員長 有田委員に申します。が、政府委員に対する質問でしたら、あとまわしに願ひまして、大臣に対する質問を……。

○有田(八)委員 大臣に対する質問はあります。が、ほかの方にお譲りいたします。

○小島委員長 杉山元治郎君。

○杉山委員 私は、医師等の免許及び試験の特例に関する問題について、ち

よつとお伺いしたいのであります。実は、私どもの国会対策の集会のために、ちよつと遅れたために、この法案の質疑は打切りになったというところであります。が、特別にお許しを得て、条文のことは避けて、ただ概括的にお伺いしたいと思うのであります。

外地におきますいわゆる現地開業の医師、歯科医師、看護婦、それらの人が内地に歸つて來まして、内地の医師として、あるいは歯科医師として、

受けることもできなかった者が半ば以上ある。こういうことでございますので、これらの人たちが、この十月には期限が切れてしましますが、それらの人々も、この中に入れて受驗させていただけることができるかどうかということ。

なお、もう一つ伺いたいしたいことは、この法案が、従前と同じように、やはり五箇年間で二回しか受けさせないのかどうか、この点をお伺いしたいのであります。

○高田(浩)政府委員　便宜、私からお答え申し上げます。

す。そういう意味から申し上げました。今申し上げました数字から御判断願いますと、この試験それ自体は、相当実情に合致した試験の実施の仕方であるということも、一応御専門家であるだけに御推察いただけるのじやないかと思うのであります。今お話の点は、そういう御意見も、一応確かに成り立ち得ると思ひますけれども、やはり引揚げ医師の特例の試験という本質にかなりみまして、回数なり、期限というものを考えることが、むしろいいんじゃないか。

なお十月までに、私どもの方として

人は、期限が切れてしましても、予備試験というものだけは受ける資格がござい  
ますか。

○高田(浩)政府委員 さようでござい  
ます。

○杉山委員 それから今度のは、以前  
と違つて、そういうような年限は別に  
切らないか、回数も別に切らないわけ  
ですか。

○高田(浩)政府委員 今回の措置も、  
従前のやり方、従前の措置を、いわば  
引継いだかつこうでございまして、従  
いまして年数も切つてあります。それ  
から回数も従前通り切つてあるわけで

念について伺いたい。なぜ日雇い労働者の保険を他の社会保険に比して非常に程度も内容も悪いものにしたか、こういう点を私はお伺いしたいと思います。

○山縣国務大臣　御説のように、日雇い労働者の健康保険につきましても、今後この健康保険が適当な内容を持ち、医療社会保険の面において、国がこれらの人々のめんどうをよく見るようにしたい点については御同感であります。ただ日雇い労働者の健康保険につきましても、その保険のテクニクから申しましても、たとえ

御配慮の点は、非常にありがたいと思  
うのでありますが、この特例と同一の  
ものが、以前にもなされておつた。昭  
和二十三年でございましたか、成立し  
て、ちょうど今年の十月二十六日に  
それが終了になるものがあるように聞  
いておりまして、それらの人は、十月  
二十六日が来ると、もう試験を受ける  
ことができない。それが約三百人余り  
あると聞いておるのであります。この  
人たちを救済するという意味でやられ  
ましたこの特例は、五箇年の相当長い  
年月があるから、その間に受験が十分  
にできるはずじゃないか、こういうこ

きのう柳田先生から御質問がありましたときに答え申し上げましたが、前回までに受験いたしました総数が六百三十二人、うち合格いたしました者が三百四十八人、それから二回受けて失格いたしました者が百十一人、あと一回受験できる者百六十三人、今申し上げました数字は医師でございますが、歯科医師につきましては、受験しました実数が、二百二十八人、うち合格いたしました者が百九十一人、失格いたしました者が四名、あと一回受験できます者が三十三名、そういうような数字になつておるわけであります。

は、すでにこの春試験をやつたのでありますが、さらに特に今後二回やりた  
いと思つております。さらにその試験  
を落ちましても、一般の予備試験を受  
ける資格は、当然留保されておる次第  
でありますので、かた／＼これは試験  
でもあります関係上、相当数の者が及第  
できないという事態も当然考えられま  
すが、この特例の性質にかんがみまし  
て、やはりある程度の期限なり回数な  
いというものによつて、当面において  
は、やはり医師のある程度の水準を維  
持するとともに、一面においてはきり  
つけるということも考えなくちやな

でございます。

○杉山委員　大臣はお急ぎかと思えますから、私は日雇い労働者の保険の問題について一点だけ大臣にお伺いしたいと思ひます。日雇い労働者は、すでに御承知のように、一步を誤れば生活保護を要する範囲に入る人たちである。こういう人たちにいわゆる社会保険の手を伸ばすことは当然で、それが今日までなかつたということは、非常に手遅れであつたという感じがいたしますのであります。そういうような特別に社会保険の手を伸ばさなければならぬ階層の人たちの保険が、他の保険に

ば業態その他から見て、被保険者の把握あるいはその他の点について問題もございしますので、とりあえずこれで発足した次第であります。この給付内容等は他に比して一応は劣っておりますけれども、他の社会保険におきましてもいろいろ発展の過程をたどつて来ておりますので、この日雇い労働者の保険給付につきましても、最初から給付内容あるいはその他についても完璧を期した案を一応構想して、案もつくつてみたのでございますが、種々の事情で、一応今回は短期間であり、また給付内容も完全でございせんが、ま

とが言われるのでありますが、試験はわずかに二回であつた。毎年一回でもありますけれどもかくも、二回であつた。しかも引揚者でもあるので、いろいろな生活環境等のために、受験をいたしたいと思つても、どうしても受験ができなかつたという人たちが、多数あるやに聞き及んでおるのであります。こういうようなことのために、せっかく特例として受験する道は開いていただきましたが、遺憾ながらそれを

御承知のように、引揚の医師の方々のうちには、朝鮮なり、あるいは満州なり、全土を通じます免許の方と、それからいわゆる現地開業と申しますか、これは全土に通じますものよりも、相当程度は低いと一応見なければなりません、そういったものを全部含めて、受験資格は与えられておるのであります。医師、歯科医師の特質から申しまして、やはりある程度の水準は維持しなければならぬと考えられます。

にちやぬことだと思ひます。そういう意味におきまして、一応今の試験というものは、必ずしも不適当とはいへないじやないか、かように考えておる次第であります。今度出ました分は、今までは関係なく、いわゆる今次の中共かの引揚げて来る者を対象にしたものがございます。この点御了承いただきたいと思ひます。

杉山委員　そういたしますと、以前人たちで、この十月に期限が切れる

比較して非常に悪い。いわゆる国家補償もないような点、あるいはいろいろ／＼な範圍の点などにおきまして、一般の社会保険と非常に違います。この保険こそ、私は他の保険にまさつたよい保険をつくつてやらなければならぬという考えを持つておるのであります。ただ日雇いであり、いろいろ／＼な点においての難点があるというようなこととから考へてでありましょうけれども、こういうようにされた根本的な理

見ても、つて満足をしたして、その経過を見て今後これを完璧なものにするよう、さらに努力いたして参りたい。それについて、実はそれらの日雇い労働者の代表の人にも、実はこういうふうな事情であり、われ／＼としても一応不満であるけれども、しかしこの際とにかく満足した方がいいのであるか、それともつと完全になつて、たとえ来年あたり、あるいはその後において満足した方がいいのか、どう

であるとかということ、代表の人たちと率直に話し合ったことがありますが、その際に、そういうイェスかノーかということになれば、とにかくやつたらどうかということもあつたのでございまして、これは仰せのように完全なものとは言えませんが、まず満足したわけでございまして、御承知の通り今回もこうして予算もだん／＼延びて参つたこととありますし、本年度内のおける保険の運用もごく簡単でございまして、一応これで満足いたして、今後努力いたして完璧を期しよう、こういうような心構えでおる次第であります。

○杉山委員 今大臣のお答えをいたしてきました、よくわかりましたが、私どもが聞いた範囲内におきましては、遺憾ながら現状のような保険ならばなくともいい。こういう日雇い労働者の意見を多数聞いております。しかし大臣の、これはごく手始めであり、だんだんこれを改善して完璧なものにするというお言葉をいただきました。私は大臣の考え方を了承いたします。これにて質疑は打ち切ります。

○長谷川(保)委員 国立病院の地方移譲が前々国会において決定したということ、その方向へ政府は進められておるようでありまして、どうもその後の事情を見ておられますと、秋田、山形等の移譲ができ、なおまた福島、岐阜、飯坂、下呂、和歌山等が近く移譲の予定であると申しますが、全体から申しますと、まことに遅々として進まぬ現状であると思ひます。地方におきましても、これを受けていることを必ずしもよしとしないという面が非常に多いようでありますし、医療従業者の関

係の方でもこれに反対をすいぶんしておるようであります。このように遅々として進まないのではありませんならば、この際根本的に考え直すことが必要ではないか、こう思うのであります。現状に鑑み、また今後の方針に對し、大臣の御所見を承りたいと思ひます。

○山縣國務大臣 国立病院の地方移譲の問題については、かねて当委員会において私の考えを申し上げておりました。現状はそうかわつてはいないのであります。現状という仰せでありますから簡単に申し上げますと、二十七年当分の九十九箇所あり、そのうち十五箇所が療養所に転換をいたし、それから二十七年当分の二箇所、これは山形、秋田が移譲になりました。本年度初頭、すなわち昭和二十八年年初頭には八十二の国立病院がございまして、そのうち三十二は一応残すということに相なつておることは御承知の通りであります。その後若松と、たしか飯坂でございまして、その二つが完了いたしました。あと福島、岐阜、下呂、これが大体四月中に完了いたしましたのであります。現在七十七箇所残つております。その七十七箇所のうち、三十二箇所は大体国立病院として存置する方針でありますから、結局四十五箇所を今後どうするかという問題に相なると思ひます。なお現在話し合ひをいたしておりますのが、たとえば富山でありまして、あるいは兵庫でありますとか、五箇所ほどあります。これも案外順調に行くのではないかと思います。ただし、かしお尋ねの点は、それにしてもなおあつたものが残る。これに對しては、この際当初から相当無理なことのよ

うでもあるから、むしろ抜本的に考え直したらどうかというお尋ねであらうと思ひます。私も実は国立病院移譲の問題は、引継ぎを受けたもののうちでいささか困難な問題の一つであります。なか／＼地方の財政も悪いし、その後私も地方に参りまして国立病院を見ましたが、たいていは明治初年、中年の陸軍病院等を国立病院にいたしましたのが多いのであります。従つてなかなか地方がそれと受け入れない。しかもそれに対する整備費の問題等、いろいろありまして、またその後府県知事なんか参つて話を聞き、また現地へ行つて話を聞きますと、希望も相当あるようであります。私としては、この四十箇所を昭和二十八年度中に全部移譲をして、無理にでも強制的にやるとか、あるいはもしも引受けなければ云々というようなことは一切いたさぬつもりであります。今後私が当初考えておりました以上に地方の希望もあり、なおまたこれに對して従来の方針で行く面もありますから、順調に行きますものは移譲をいたす。しかしどこまでもこの四十箇所というものを無理じいに、面子等にかけても、もう少し模様の見て行く。ことに昭和二十七年当分の二箇所移譲しましたものが、それから昭和二十八年の初頭になつて二箇所、さらに三箇所、なおまた現在五箇所ありますから、これももう少し模様を見て、どうしても根本的に行かないとなれば、方針をかえるに決してやぶさかでありません。しばらく模様を見たと思つております。

○長谷川(保)委員 国立病院の移譲の問題で、なるほどぼつ／＼希望者もあるということは事実であります。しかしその實際を聞いてみますと、これをなくされては困るが、さればといつて、これを地方でかぶつてしまつたんでは、なお大きな負担を地方がかぶつてしまふことになるので、それも非常に困るということなんです。大臣がまわつてごらんになりました、希望者がぼつ／＼あるということも事実あると思うのです。今日の日本の医療機関、医療体系というものは決して整備しておらない。まだ十分な努力を要するわけでありまして、そしてこれらの中途半端になつておりますもの、あるいはほとんど希望がないもの、希望があつてもこわ／＼かしかないもの等を地方に移譲すること自体にやはり無理がありますから、この際この残りのものについて、根本的に考え直すべきだと思つております。ことに今日これらの病院につきましても、持参金といわれるものが眠つておる。それでぼつ／＼この病院の処置を考えて行くのはけつ／＼であります。そのうち、これはこの病院は美に荒廢をしております、国立病院として言うのはばかか、その存在が大部分である。またその点が地方でも受取りがたい点であります。この金を何もしまつておかないで、屋根は雨が漏り、荒廢し切つておられます。これらの病院にすぐ出してやることによりまして、整備をしたらどうか。その上でなお地方移譲の問題をぼつ／＼考えるならよろしいけれども、今日ひどく荒廢し、雨が漏り、設備は不完全である。このままにしてぼつ／＼出して行くということは、実に残念なことでありまして、もちろん六億四千万円ばかりでこの整備が全部できるとは思ひませ

んけれども、その点につきましてはさらに一段の努力をいたしまして、十分に整備したものでありますれば、地方では必ずしも受け入れないものでもなかつたと思つております。今日のままで地方に押しつけるということになりますと、これはごめんだということになります。地方移譲はやるというつもりで、その六億四千万円のうちからどの程度使いましたか存じませんが、そういうものを早急に地方のこれらの国立病院に出しまして、整備するようにしたらどうか、こういうふうにお考えが、大臣の御意見はいかがでありますか。

○山縣國務大臣 先ほども申し上げましたが、地方の国立病院のうちには、近代的な病院を見ました目から見ますれば、ずいぶん古色蒼然としたものもあつて、国立病院としての内容、形式を整えていないものも多いのであります。しかし雨漏り等のことはないのであります。応急処置費は予算にも組んでおりますので、そういう点の憂いはありませんが、しかし新たにその内容を充実さすとか何とかいうことは、移譲等の問題があつていたしております。お話を六億数千万円でありまして、そのうちわずかに使つて、あと六億ちよつと残つております。これはやはり移譲に際しての整備費でございまして、一応予算上きまつたものでございまして、一応これを流用するわけには参りませんし、現に相当数の希望があることでありますから、これが移譲に際して、地方自治体が整備をはかるときに、その六億の金も含めて整備をいたす。それでどうしてもいかにときには根本的に考え直す、こういうことでしばらく進

んで参りたいと思います。

○堤(ツ)委員 関連して、私は時をあらためて、国立病院地方移譲の問題について大臣に尋ねようと思つておりまして、たゞいま長谷川委員から重要な質問がございましたので、さらに突込んで伺ひたいと思います。国立病院の実情は御存じの通りでございます。従つて今長谷川委員がおつしやいましたように、六億何千万かの金を今日の状態のもとに寝かせておかないで、お使ひになつたらどうかというところは前国会から申上げておいた。ところが寝かしたままで、これを大臣は流用することはできないとおつしやいました。これはまづたゞ現実を無視した官僚主義だと私は思うのであります。しかも雨が漏り、床が落ち、看護婦の手が寒い今日の現状において、地方移譲に反対してあるところの従業者が、もはや病院はぼろ／＼になつて来た、このまま捨てておかれては立つて行かないといつて、手を上げて反対運動さえもできないといふところまで待つといふのが私は厚生省の意図だとにらんでいる。よく聞いてください。しかもモデル・ホスピタルとして、地方移譲をしないと腹をきめたものには、大阪の国立病院のごとき、金を二億もつぎ込んで非常に御寵愛になつてゐる。かたや近畿の同じ地区でも、私の滋賀県の国立病院のごときは、蚊やたぬきの出る患者の寄りつかないところに捨てておいたまま、今日なおほおつておかれる。御存じの通り今日の政治はまことに情ない政治で、市町村長は地方の情勢をにらみ、また皆さん中央の方は地方町村に圧力をかけて、実際に即さない政治をやつていら

つしやる。従つて地方病院にいたしましても、国立病院にいたしましても、今長谷川委員が指摘された通り、あのボロ病院をもらつて、赤字の市町村財政、地方財政を食われてどうするの、かという議員の発言が、今日地方移譲なり、県側への移譲なりをばはんではおいて、どこでつて赤字のふところをはたいてまでしてぼろ病院をもらつて、これを引受ける自信のある市町村というものはないはずだ。しからば六億数千万円の金を寝かすに、これである程度修理し、売れの悪い娘なら手入れをして、さらに持参金をつけて、筋の通つた地方移譲をしようというのなら話はわかるけれども、お前たち地方移譲に反対するならば、これはもう立つて行かなくなるまで、腐るまで待つてやるかといふやり方で、二年も三年も金を寝かしておる。国の赤字はないと言つて、貴重な国民の税金を二年も三年も寝かしながら、従業者をボロの中へ働かして、しかも引受けを遅らせている。そのうちに様子を見ようといふ行き方は、私はまづたゞ怠慢であり、悪政と思うのであります。大臣の一片のかかる答弁によつて、われ／＼は今日のこの国立病院地方移譲の問題を見逃すことはできない。なぜ金を入れて現実には政治をおやりにならぬのか。物わかりのいい厚生大臣は、なぜかしか地方移譲ができないこの現実を率直に御反省になつて、さしずめ六億数千万円の金を生かして国立病院に手入れをし、しかる後に地方移譲をしようといふことをお考えになるなら話はわかるけれども、地方移譲のなんになつておるこのボロ病院の修理さえもしないで、手をこまねいて、金

を寝かして、おもむろに考えるとは、無責任もはなはだしい。この国立病院地方移譲の問題の法律が本院を通過いたしますとき、血の叫びをあげて野党各派は本案に反対をし、政府の善処を求めましたけれども、当時は自由党は絶対多数でありました。良識ある議員は幾多の声を聞きながら、絶対多数の力をもつてこの法律を通過しなかつて、その結果たるや、まさに足かけ二年も経ようとしておるのに、この地方移譲の状態ではあまりに醜態ではありませんか。政府が医療体系に對するところの根本施策の上に立たないところの、大蔵省から圧力を受けてのこの地方移譲策が間違つたものであり、しかも今日のままだに放置しておくべきものでないといふことを率直にお認めになつて、われ／＼に答弁をなさるのならば私は誠意を認めますけれども、大臣の一片の欺瞞答弁でこの問題は片づくものではございません。私は関連質問で立ちましたけれども、政府の誠意と地に即した施策がここに打出されるまでは、この質問でひとつ大臣に私は対決したいと存じます。

○山縣國務大臣 私は決して欺瞞をいたしておるつもりはないのであります。私も地方に参つて、その地方の国立病院は努めて見ております。滋賀にはまだ参つておりませんが、相当ひどいと言われた国立病院の一、二も見たつもりであります。この国立病院をどうするかという問題は、これは仰せの通り、私が先ほど長谷川先生の御尋ねに對して、私の引継ぎました困難な問題のうちの一つだといふことを率直に申し上げた通りであります。一片の欺瞞でもつて、一片の答弁でもつて、これを

はおおつというつもりはないといふことは、その答弁で御承知の通りで、今後この問題は私も誠意をもつて検討いたして行きたいと思ひます。但しこの六億を今ただちに使へといふと、たゞこれは予算の關係上、一般経費と特別経費とは流用できませんから、たゞいまただちにはできませんが、今後私もこの問題は検討を要する重要な問題と考へておりますから、誠意をもつて検討いたします。

○堤(ツ)委員 委員長、もう一点だけ……

○小島委員長 簡単に願ひます。

○堤(ツ)委員 私は、政府が今日地方移譲をお考えになつた根本理念が、現在の日本の医療施策といふものの盲点をついて、そして医療体系をいかにすべきかといふことをお考えになつて、われ／＼が納得の行く医療体系の上に立つて、国立病院地方移譲を御計画なさつたというならば話がわかる。しかし今日の政府の医療体系をごらん下さい。何らの施策もないのであります。しかもこの間もある開業医の会合に出ましたが、開業医と共立の診療所だとか、病院とかいふものは、今日地方で正直なところまづたゞ背中合わせで、犬猿の仲であります。公共立のもの、強化し、これを地元民の利益に供せんとすれば、地元の開業医が喧々／＼こうする非難をする。ものゝ二丁離れなう所に、私立のものとか公共立のものが相争つというような現状が起つておる。そうすると、現在の開業医といふものを生かして、いかに医療体系を今日の新しい感覚を盛つたものに整えて行くかといふので、体系をお考えになつて、国立病院といふものの地方移譲

はやむを得ないというならば納得が行くのでありますけれども、政府が金を入れて、よいものだけは残しておいて、でくの悪い子供だけははかしてしまふ。こういうやり方は見られるのであります。しかも地方の人々の心理はまことにふしぎでございます。いかに啓蒙いたしましても、やはり国立病院の方が格が上であつて、市町村立になれば患者も寄りつかないといふ考えが市町村長や議員の頭からも離れないのであります。そういう現状においては、地方移譲が成功しそうなはずがない。ましてやボロ病院である。大臣はこゝでひとつ根本的に国立病院地方移譲問題を白紙にもどして、考えなおすといふところの一言を私はいたしたいと思ひますが、厚生大臣いかがでございますか。

○山縣國務大臣 先ほど来、る私の考え方を申し上げております通り、今すぐこの委員会では、この金を使つてといふことは申し上げかねます。但し先ほど来申し上げておりますような趣旨でもつて、この問題は誠意をもつて検討いたしたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 今の堤委員の御発言はごもつともだと思ひます。私は厚生大臣の誠意を信じていたしまして、私はこの問題を日本国民全体のために、ぜひとも誠意をもつて、すみやかに解決に向つて進んでいただきたいと思ひます。どうも地方に参りますと、どうしても官僚的な支配の空気がなお非常に強くござります。それがあらゆる意味で国民の幸福を阻害するといふようなことがござります。ことにこの問題につきましては、そういう影を見ないでありません。徳島の当局

次に、時間がございませんようですから、簡単に質問をしてみたいと思うのでありますが、日本遺族会に對します旧軍人会館の無償貸与の問題であります。この点について、私どもは暗い話を聞かないではありません。ことに先般遺族会の諸君とも会つたのであります。それから旧軍人の諸君、ことに在郷軍人会というものが、これを在郷軍人会に返還せよというようなことを言つて來ておるようでありますけれども、この在郷軍人会なるものが何ものであるか、私は知りません。こういうものが今なおあるということは、実に変なことであると思ひますけれども

承つておきたいのであります。

○山縣國務大臣　遺族会に對し旧軍人会館を貸与したすことにつきましては、法律案を今提出しております。仰せのような軍人というものは、今ないのであります。軍人關係の団体から何らかの制約を受けておるということは、少くとも政府に關します限りは何らございません。遺族会に對して旧軍人会館を貸与いたしますのは、仰せのような趣旨によつて、遺族の人々に對して、何らかの形を與にした援護をしたいという趣旨でなすものであります。ただこの法律案の第二条の2にあります通り、遺族会以外の者が同様

○長谷川保委員 法案の第二条第一項の六及び第二項等の實際の適用、運営のあり方でありますけれども、そういうような實際の運用において、今申し上げましたような旧軍人団体等が、一方におきましてこの法律の主旨を横へ持つて行く、ずらかして行くというようになおそれがあつて、また一方におきましては、以前堤委員からも御心配があつたように、これが遺族会のボスたちによつて、真に遺族たる人々の利益のためではなくて何らかの利権的なものと

政におきまして、公的の社会福祉施設と、私設社会福祉施設との関係をどういうようにお考えになつておられるか、承りたいのであります。

○山縣国務大臣　公的の福祉施設と、それから私的の福祉施設との間についての——今ちよつと私は聞きもしましたのですが、その間に、たとえば何か差別を考へておるかとかということでございますか。

○長谷川(保)委員　どういうふうにウエイトを置いておりますか。

○山縣国務大臣　それはすでに御承知の通り、一人当りの生活保護費につきましても、あるいは施設の分につきま

○長谷川(保)委員 憲法におきまして、国民の基本人権を守り、その福祉を守るということが国の責任だということからいたしまして、戦後の傾向といたしまして、ことに最近はげしくそういう傾向が出て来たと思うのであります。ところが、あらゆる点で、とかく公的な社会福祉施設、あるいはこれに準ずるものに重点が置かれてはいる。たとえば民営で公有のような、建物だけは県のものであるけれども、経営を社会福祉法人に委託しておるといふような、公的社会福祉施設に準ずるものにとにかく特別に国の施策の重点が置かれまして、とかく私設社会事業に對しましてはこれをおろそかにして行く傾向が、事実において相当はげしいと思うのであります。大臣のこれに對する御意見を……。

第一類第八号 厚生委員会議錄第十八号 昭和二十八年七月十一日

がそれではなほ恐縮であります。たとえ図書館にいたしましたも、私はプライベート・ライブラリーの方を高く買っております。そこで社会福祉のいろ／＼の施設につきまして、母子寮にいたしても、保育所におきましても、それはいわゆる建物の管理のみではなく、それを行ふ保母とかあるいは寮長の、その事業に対する熱意と認識のいかんかと私は思う。その意味から申しますれば、私は一片の辞令によつて、たま／＼寮長に、あるいは保母になつた人よりも、一生をその保母あるいは寮長としてそういう施設に捧げている人に対して、私は敬意を払い、高く評価しておるのであります。これが現状であり、最近視察をいたしました際においてもそれを同様感じておりますから、今後民間の施設に対しては、相当育成すべきものと考へております。

○長谷川(保)委員 私は大臣の御答弁を深く喜ぶのでありますが、しかし事實はなか／＼そうなつておらない。今日の社会事業施設の財政の困難なところ、あるいは施設の貧弱なところは、これを盛り上げなければならぬのであります。われ／＼は全体として、公有民営という形において社会事業を営むことが非常にいいと思ひ、そういう立場で、施設は公有に、経営は民間の情熱ある方に、真に愛に満ちた、そういう方面に深く使命を感じる人々に経営してもらふことによつて、ほんとうの社会福祉の仕事ができるという考へ方から、そういう立場を強く主張して参りました。しかしその後の事情を見て参りますと、必ずしもそれがうまくいかないという悲しい事情に立ち至

つておることは、先ほども私が指摘いたしました。厚生当局及び地方の都道府県におかれましても、その方面を担当いたしますものが、とかく公的なものに傾き過ぎまして、私設の社会福祉事業のよき、そこに働く人々のその熱情の深さというものに對しては、深い考へ方が足りないと思つておるものであります。しかし私は今大臣のおつしやいとしたことをよしといたします。しかしながら不幸にして私は幾つもの事例を持つておりますが、時間がありませぬから、ただ一つだけ実例を申し上げ、当局の考へ方、大臣の考へ方を伺いたしたのであります。今年の三月十日付で、全国に今起りつゝあります結核の後援施設に關する通牒を、厚生省は都道府県に出された。その通牒を見ますと、ただいまの大臣のお言葉にもかわらず、この後援施設の私設のものばかりあるのに、今後は後援施設については都道府県立のものにするというところ、それからその運営につきましてもは平衡交付金ですというようになつては平衡交付金ですという自分の経験から申しましても、結核の後援施設というものは、実に経営の困難な仕事でありまして、これこそむしろ民営の仕事として、深い忍耐と情熱を持つた社会事業の従事者たち、経営者たちがこれに当らなければならぬと考へております。また戦後、国立の病院等にありましたアフター・ケアの仕事が全部うまく行かなかつた。みなつぶれてしまつたというやうな実情もこれを裏証しておりますが、こういうやうな通牒が現実に出されておりますけれども、これを大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○山縣國務大臣 この点は、実は先ほど私から申したのと別背反いたしてないと思ひます。と申しますのは、本年度の予算で初めてアフター・ケアに対する予算をとりました。そのアフター・ケアは、大体二箇所ないし三箇所を予定しております。私も実は二月五日でございまして、通牒を後に見ましたが、率直に申しますれば、この通牒の文言は、いかにも仰せのやうな誤解を招くやうな文言に私自身解釈いたしましたのであります。これを見ますと、本施設とありますから、本施設とはアフター・ケアのことである。本施設は公的以外のものを設けることは認められないというやうなことで、これは私も事情を知らなければ、長谷川君と同じやうな氣持を持つたかもしれません。しかしこれはそういう意味ではありませぬので、今年はアフター・ケアを置くが、これは多年要望されたものであつて、しかも結核対策としては一番大事なことである。しかしこれはテスト・ケースである。もちろん従来もアフター・ケアの施設が、そういう國家の補助をまたずしてございしますが、少くとも國の施設としてやるのは今回が初めてである。しかも予算は最初のテスト・ケースとして大蔵省がなか／＼認めないから、約二箇所か三箇所分をとり、今またお話の通り、なか／＼私設と申しましても困難なものであり、相當の規模を持つていたしませんことにはできないものであるから、今回は予算の額からも、またテスト・ケースという面から見ても、公的の補助の対象になるものにそれをつぎ込んで一応やつてみようというところで、この通牒と申しますか、要綱と

申しますか、出したわけでありまして、公的なものに対する補助ということを目標にした、一応補助を手えるものについて要綱でありまして、私的のアフター・ケアというものは一応ネグレクトして認めない。あるいはそういうものは今後國としては何ら重きを置かないのだという趣旨は毛頭ないのであります。でありますから、今後予算がたくさんとなつて、またプライベートなものを作成することが必要なきには、同様にして参りたいと思へたが、そういう趣旨でございまして、御了解願ひたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 この点につきましては、地方におきましても、都道府県におきまして、誤解をしておりましたから、どうも誤解のありませぬやうに御尽力をいただきたいと思ひます。今後、私設社会事業の運営は相當困難な事情にございまして、これも大臣御承知の通りであります。つきましては本國の議員提案といたしまして、社会福祉事業公庫法案、あるいはそれに類するものを一応出すことを準備しております。それについて十分な御了解を得たいと思ひますが、これは他日に譲ります。

次に、先日もちよつとお話のありました例の日本銀行の地下にありますが、戦時中一般國民から集めました金、銀、あるいはダイヤモンド等についてであります。昨日日本銀行に監査に参りまして伺いますと、数千億円でありますが、どういふことでもあります。中川委員は三百億円でいふやうにダイヤモンドを考へておられたやうであります。そのほかの金、銀を合せます

と、数千億円であらうと言つておられるのであります。これは戦時中に、御承知のやうに一般國民から國家のために献納されたものである、しかも今日毛利家だとか、あるいはその他の大きなものから出されたものにつきましても、それは、それ／＼毛利氏とか、あるいは何々氏とかいうやうな名前がついて保管されておるやうであります。一般國民から出した金銀だとか、あるいは金の眼鏡のふちだとかいうやうなものにつきましては、これは全部歸つてしまつて、金の延棒になつておる。今返還する道は全然ありません。これは戦争のために犠牲になつておる一般の遺族の方々や、あるいはそのほかの戦争という大きな禍いと、その後の大きな革命を遂げまして、まつたく生活がくずれてしまつた方々、たゞさんにもそれを供出した方々、たゞさんにあるので、そういう方々のためになされておる公的及び私的な社会福祉施設、ことに私的な社会福祉施設の整備、運営等の資金に當てまして、これらの施設をさらに拡張前進させ、これらの保護を要する方々を救う道に使うことが適當であるやうに考へるのであります。大臣におきましては、そういうお考へはありませぬか。

○山縣國務大臣 この問題は、昨日も中川委員からお話がありました。このダイヤモンドの處理の問題は、所管外でございまして、今私がどういふと申し上げかねるのであります。が、もしもさうなものが出て来て、それを社会福祉事業に使つていいというやうなことに相なりますれば、もとより日本社会福祉事業の増進は焦眉の急で

ございますから、われ／＼といたしましてもその間の事情が許し、またさようなことに相なりますれば、もちろんその方針には手を上げて賛成でございます。しかし何分にも、そのものの処理そのものが所管外でございますから、今ただちにどうこうということは申し上げかねますが、今申し上ったような場合においては、もちろん私はけつこうなことだと思っております。

○長谷川(保)委員 たいだいまの問題は、おそらく早急に処分するような傾向になつて来るだろうと思ひますが、ただいま申し上げたことは、先ほどの大億四千万円の残りと同様に、眠らしておく必要はどこにもないので、これを国民全体のために生かして使うことについて、閣議に持ち出して御尽力をいただきたいと思ひます。

なおお伺いするものがございすけれども、たいん遅くなりましたので、今日はこれでやめておきます。

○安井委員 時間が迫りましたから、きわめて簡単に大臣にお伺ひいたしましたと思ひます。

過般来、この委員会における論議の中心は、主として疾病社会保険対策でありましたが、まことにけつこうな問題であります。一方その疾病を未然に防く、あるいは健全な生活環境を建てる、そうして勤勞の意欲を向上せしめ、文化国家の基礎を確立するというような点に對して、幾多の政策があると思ひます。厚生大臣の所管に關する点につきまして、大臣のこれらの問題に對するお考えを承りたいと思ひます。

○山縣國務大臣 仰せのように、清掃事業は、公衆衛生の見地からしまして一番基本的なものである。たとへば上

水道、下水道、あるいはその他の清掃、これはすべての疾病等を防ぎます最初の段階において一番大事なものである。しかもこれが從來予算措置において等閑に付せられて参つたのは事実でございます。私も非常に遺憾に考へまして、本年度予算の編成に當りましては、清掃事業というものの認識をまづもつて深めることが大事であると思ひしたのであります。これは余談になりまして、はなはだ恐縮であります。

が、從來この清掃事業に關する限り、大いなる事務折衝に終りまして、予算閣議において清掃のせの字もおそろく話したことはなからうと思ひのであります。しかし私は、この予算の額をとるといふことも必要であります。が、たとえば国民健康保険に對して、今回あつたふうな措置ができましたのも、やはり社会保険のうちの医療に關する社会保険の必要性が痛感せられたからであらうと思ひます。その点政府の当路者や本省関係者が認識を深めぬことは、無理に予算をとりまして、それは当座の花見に終るものでありますから、まづもつてその必要性の認識が必要であるというので、この前の閣議におきましては、私は清掃事業に關しては二回ほど発言した。私はこういうことに對してはしるうとでわかりませんが、いささか勉強をして、たとへば消化槽の問題、あるいは簡易水道、あるいは上下水道、これらの問題に對しても總理初めその他の關係に相當の時間を費して説明したような経験もございす。そうして清掃事業の認識を深め、今後これに對する予算の編成にあつて、可能な範圍において予算がとれるように持つて行つて、

公衆衛生事業の一番基本的な問題の解決に資したいと考へて参つたのであります。現に上下水道におきましても、人口單位の普及率といふものがきわめて僅少である。ことに山山漁村におきましては、きわめて僅少でありますから、今後どういふような問題に對しては十分に注意をいたして参りたい。本年度予算におきましては消化槽に對するものが載つております。あるいは簡易水道も昨年から実施いたしております。なほ平衡交付金との關係につきましても、さういふ点も考慮いたしたい。さういふことを考へておきますので、予算の總額から見ますと、あるいは御不満があるのかと思ひますが、昭和二十八年年度の予算の編成上においては、いささかさういふ面において、從來と違つた行き方を考へたわけでありす。

○安井委員 大臣のお考えの存するところはわかりましたが、日本の政治の発達したものは、何を見ても、国家がそれを予算化するか、あるいはそれを法制化して、實際にやつた結果現われたいものによつて発達してあります。今清掃事業の法律を見ると、汚物掃除法のごときものは、明治三十三年に制定して以來、旧態依然として何らの改正を見ておりません。これはむしろ厚生省がこれに力を入れていなかった。大臣のお話のような点に對して具體的になかつたといふことを如実に物語つておられるのであります。今日日本の中小都市、ことに大都市においては、この問題が非常に生活を暗くし、都市の

を見れば、予算書のすみにならずかに五千万円の金が計上してあるだけであります。平衡交付金を見れば、わずかに七億幾らのものがそれに含まれておるといふような実情で、これではこゝういふ根本的な問題に對して、まことに手ぬるい感じがするのであります。大臣はこの清掃事業に對して、單なる法律の改正だけでなく、もつと具體的に、厚生省の中に清掃事業対策に對する何かを組織するお考えがございすかどうか、伺つてみたいと思ひます。

○山縣國務大臣 お話のように、汚物掃除法といふのは相當古い法律でありますから、その改正等に對しては国会においてもお考えになつておるやうであります。政府の方も、適正な改正に對しましては努力をいたしたいと思つております。

なお、厚生省の中に清掃事業に關して何か新たな一つの機關を設けるかとお話でございすますが、それもけつこうではございすまいようけれども、何分にも行政上の節約とか、行政整理をやつておる際でありますし、要は今後かような清掃事業が、公衆衛生上あるいは国民生活上、基本的な重要な問題であるといふことをよく認識いたして、予算上、その他において遺憾なきを期するといふことが、まづもつて當面の急務であらうと思ひのであります。ただいま特別の機關を設けますような意圖は持つていません。

○安井委員 まだたくさんあるのではありませんが、大臣はお忙しいうですから、大臣に對するものは打切つて、政府委員に後ほど質問することにいたします。

○小島委員長 他に大臣に對する質疑はございせんか——ないようですか

ら、大臣に對する質疑はこの程度で打ち切ります。

○小島委員長 次に、医師等の免許及び試験の特例に關する法律案の討論に入ります。

本案の討論につきましては、別に通告もありませんので、討論はこれを省略し、ただちに採決いたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案の討論を省略し、採決いたします。

本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○小島委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお、ただいま可決いたしました法案に關する委員会の報告書の作成に關しましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小島委員長 御異議なしと認め、そのように決します。

本日はこれをもつて散會いたします。次回は公報をもつて御通知いたします。なお、明後十三日月曜日は、恩給法の一部を改正する法律案に關して、内閣委員会と連合審査會を開く予定であります。午後零時四十一分散會

〔参照〕

社会保険審査官及び社会保険審査會法案(内閣提出)に關する報告書

医師等の免許及び試験の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書

(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十八年七月十八日印刷

昭和二十八年七月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局